

鹿屋市水道事業及び下水道事業事務決裁規程の一部を改正する規程

鹿屋市水道事業及び下水道事業事務決裁規程（平成18年鹿屋市水道事業管理規程第2号）の一部を次のように改正する。

別表第1 個人情報の開示等の決定の項法令名の欄中「鹿屋市個人情報保護条例」を「個人情報の保護に関する法律」に改め、同項条項の欄中「第16条」を「第82条」に改める。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。